

昭和大学歯学部同窓会保険通信～Vol. 28～

～咬合調整（咬調）の傷病名と摘要欄記載～

傷病名と摘要欄に記載された内容が不一致のため、レセプトの返戻や査定が多数みられます。今回は、咬合調整を行なった場合の請求方法について解説します。

咬合調整（咬調）（1回につき）

1 歯以上 10 歯未満 40 点 (60)

10 歯以上 60 点 (90)

()内は、6歳未満の乳幼児または、著しく困難な者を診療した場合の点数

同じ傷病名での再度の算定は、**6か月に1回**となります。

ただし、次ページ表の『**ニ**』のみ**3か月に1回**算定可能です。



傷病名と摘要欄のレセプト記載例

傷 病 名 部	歯ぎしり	診療 開始日	3 年 7 月 1 日			
		診療 実日数	1 日 (日)			
摘 要	ホ 咬合性外傷等起因する場合の歯冠形態修正 ロ 歯ぎしりに対する歯の削合	公費分請求 点数決定※	点	合計	点	
		患者負担額 (公費)	円	決定※	点	
		高額療養費※	円	一部負担 金額	減額 免除・支払猶予	円

摘要欄には、『イ』から『へ』の該当するものを記載します。

該当しない場合は、**その他の理由**を記載します、具体的には次ページの表を参照してください。

下記の表にあるように、傷病名に対して適切な摘要欄記載を選択してください。
また、傷病名と摘要欄に記載した内容が一致するようレセコン会社に設定してもらうことを推奨します。

傷病名に対する摘要欄記載例

摘要欄記載には、『イ』から『へ』の記載ならびに、「・・・に対する歯の削合」の文言の記載が必要です。また、その他の理由による場合は、その理由を具体的に記載する必要があります。

傷病名の例	摘要欄記載	
P	イ	歯周炎に対する歯の削合
【注意点】 歯周病重症化予防治療、歯周病安定期治療（Ⅰ）および（Ⅱ）開始日以降に行った場合、Pの咬合調整は算定できません。		
歯ぎしり	ロ	歯ぎしりに対する歯の削合
歯の鋭縁	ハ	過重圧を受ける歯の切縁、咬頭の過高部等の削合 乳歯も算定が可能です
咬頭先鋭		
〇〇過高 (MC、FMC、前装MC等)		
Mal(咬合異常)		
MT	ニ	レスト製作のための削合 ※1
義歯ハセツ	ニ	レスト製作のための削合 ※1
咬合性外傷(外傷性咬合)	ホ	咬合性外傷等を起こしている場合の歯冠形態修正
咬傷		
	へ	矯正治療によるもの
顎関節症	その他理由	顎関節症
挺出歯		挺出歯の歯冠形態修正
Per等		Per等の急性症状の緩和 ※2
外傷性歯の脱臼(亜脱臼)		外傷性歯の脱臼(亜脱臼) ※3
Perico		Perico

- ※1 上下顎同時に義歯の新製や修理を行う際は、併せて3か月に1回の算定となります。
また、鉤を設置するスペース確保のための鉤歯または鉤歯の対合歯の削合は、「レスト製作のための削合」に準じ、『ニ』により算定できます。
- ※2 生切・抜髄・感染根管処置・抜歯予定の場合は算定できません。
- ※3 歯の再植術当日は算定できません。